

<特約>

保険責任の開始に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約が保険契約締結時点で建築中または建築予定の建物を保険証券記載の建物とし、かつ、その引渡予定日を保険期間の初日とした保険契約であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日より前に保険証券記載の建物が引渡しとなること。

第2条(保険責任の開始)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の保険責任に関する規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約の保険責任は、次の①または②のいずれか早い時に始まるものとします。

- ① 保険期間の初日の午後4時(注1)
- ② 保険証券記載の建物が売買契約の売主または請負契約の請負人(注2)から被保険者に引き渡された時、または保険期間の初日の前日から起算して30日前の日の午前0時のいずれか遅い時

(注1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(注2) これらの者の代理人またはこれらの者から委託を受けた者を含みます。

第3条(保険料領収前の事故)

前条の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の請求に関する特則)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(2)(注)に規定する書類または証拠のほか、この保険契約の保険期間の初日より前に保険証券記載の建物が引渡しとなった事実を確認できる書類を当会社に提出しなければなりません。

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、地震保険普通保険約款第28条(保険金の請求)(2)と読み替えて適用します。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

以上